

ブロードバンド基盤ワーキンググループ 論点整理

2022年10月24日
事務局

1. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

- 1-1-1 FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務について……………P3
- 1-1-2 固定無線ブロードバンド（地域BWA・ローカル5G型）について……………P5
- 1-1-3 固定無線ブロードバンド（MVNO型）について……………P7
- 1-1-4 モバイルブロードバンドサービス（モビリティのあるサービス）について……………P10
- 1-2-1 卸電気通信役務を利用して卸先事業者が提供する役務の扱いについて……………P11
- 1-2-2 卸元事業者により提供される卸電気通信役務の扱いについて……………P13

2. 事業者規律の在り方

- 2-1 契約約款の届出義務の適用範囲について……………P14
- 2-2 技術基準（通信速度の設定等）等について……………P16
- 2-3 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告（町字単位での報告）の手續について……………P19
- 2-4 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの維持に関する計画の公表について…P23

3. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

- 3-1 支援区域の指定要件（①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域）について……………P25
- 3-2 支援区域の指定要件（②1者以下の提供地域の要件である電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間について）……………P27

4. 第二種交付金の支援対象者の要件

4-1 第二種交付金の支援対象者の要件(電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間)について・・・P31

5. 交付金の在り方

5-1-1 費用算定の対象設備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P32

5-1-2 費用の算定方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35

5-2-1 支援区域ごとの支援対象となる回線について・・・・・・・・・・・・・・・・P37

5-2-2 交付金算定の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P39

6. 負担金の在り方

6-1-1 負担事業者の範囲について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41

6-1-2 卸元事業者の負担の範囲について・・・・・・・・・・・・・・・・P43

6-2 負担金の額の割合の上限について・・・・・・・・・・・・・・・・P45

6-3-1 負担金の算定単位について・・・・・・・・・・・・・・・・P47

6-3-2 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて・・・・・・・・P49

7. その他(利用者等への周知の在り方 等)

7-1 利用者等への周知の在り方について・・・・・・・・・・・・・・・・P51

1. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

論点 1-1-1 FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務について

- 基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）は、①不可欠性（国民生活に不可欠であること）、②低廉性（誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること）、③利用可能性（全国どこでも利用可能であること）が基本的3要件とされてきた。
- 第二号基礎的電気通信役務（以下、二号基礎的役務）として位置付けるブロードバンドの範囲は、総務省令で定めることとなり（改正電気通信事業法第7条第2号）、これまでの議論では、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段となり得るものという観点から、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式（以下、CATV（HFC方式））とすることが念頭に置かれているが、それ以外のサービスについてはどのように考えるか。
- 無線通信技術の進展は著しく、ラストワンマイルなど一部の区間に無線通信を含むサービスであっても、FTTH及びCATV（HFC方式）と同等の通信速度等を確保可能な場合も想定されることを踏まえ、将来の人口減少を想定し、効率的かつ柔軟な電気通信ネットワークの発展を目指し、技術中立的な制度設計を行う観点から、FTTH及びCATV（HFC方式）と代替可能な固定無線ブロードバンドを二号基礎的役務として位置付けることについてどのように考えるか。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- 無線を検討することに賛成。（長田構成員（第2回））
- 限定的な状況における固定無線の活用はなされるべき。（林構成員（第2回））
- 主要な部分が光ファイバ、HFCであったとしても、ラストワンマイルの問題は重要。（三友構成員（第2回））
- 見直し規定も踏まえつつ、その時点で最適な第二号基礎的電気通信役務の範囲の在り方について、技術中立性の観点でも柔軟な見直しができるような枠組みを作るべき。（岡田構成員（第2回））
- 効率的かつレジリエントな情報通信ネットワークの実現を期すためには、議論を有線ブロードバンドのみに限定して議論していくことには危うさがある。（岡田構成員（第3回））
- 不採算地域で交付金が膨らんだときのために無線システムを第二号基礎的電気通信役務とする価値はある。（藤井構成員（第2回））

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- FTTHやCATVを前提としつつも、将来的な利用者のニーズ、利用形態の変化、技術の進展によるサービスの多様化等を踏まえつつ、柔軟に検討・運用することが望ましい。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第2回))
- 極限的な不採算地域において、FWAや固定無線などを極めて限定的に活用することはあり得る。ただし、電話におけるワイヤレス固定電話の扱いと同様に、例外的措置として検討すべき。(KDDI株式会社(第2回))
- 交付金による補填の必要性がある・対象となり得る役務は、不可欠なサービスとしての要件を満たすだけでは不十分で、条件不利地域の実態を踏まえ、維持の観点で救済が必要な役務が含まれるように設定すべき。(ソフトバンク株式会社(第2回))
- 有線ブロードバンドを原則としつつも、ユニバーサルサービス基金の肥大化を避ける観点や、5Gなどの技術的進展が見込まれることから、有線ブロードバンドと同等の品質であり、実質的に固定回線並みの信頼性の高いサービス提供が可能となっている無線ブロードバンドについては、より積極的な活用がなされるべき。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))

論点 1-1-2 固定無線ブロードバンド（地域BWA・ローカル5G型）について

- 固定無線ブロードバンドについては、一部のCATV事業者において、地域BWAやローカル5Gを活用した低廉で高速な商用インターネットサービスが提供され始めている。
- 今後、人口減少等により、FTTH等の有線ブロードバンドサービスの提供が確保できなくなる地域も想定される中で、このような固定無線ブロードバンドを第二号基礎的役務に位置付けることについてどのように考えるか。位置付ける場合には、技術基準（「論点2-2 技術基準（通信速度の設定等）等について」）を含め、どのような点に留意が必要か。

（注）ローカル5Gについては、「ローカル5G導入に関するガイドライン（令和4年3月改定）」において、自己土地利用が他者土地利用よりも優先することとされており、他者土地利用が主となるローカル5Gは、土地所有者との関係でローカル5Gに係る周波数の利用が不安定となる。基地局を複数の利用者が共同利用する場合に限り、電気通信事業者が安定的にサービス提供できる形態の創設（共同利用）に向けて情報通信審議会新世代モバイル通信委員会ローカル5G検討作業班において検討を行っている。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- FWAを特別視し、基礎的電気通信役務に位置づける必要性について検討が必要。（相田主査代理（第2回））
- 固定無線の利用については、携帯の不安定性に係る指摘と整合するか検討の必要があるが、前向きに捉えるべき。（関口構成員（第2回））

○ 事業者等からの主な意見

- CATV業界では、ローカル5Gや地域BWAなどの取組を進めており、ラストワンマイル部分で、固定無線（FWA）を活用したユニバーサルサービスの確保についての検討を要望。（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（第2回））

- ✓ 集合住宅向けにローカル5G（ミリ波帯）を活用した超高速ブロードバンドサービスの提供。
自治体と連携し、市内の団地をローカル5Gでエリア化
- ✓ 愛媛県松山市富久団地、住民向けモニターを実施中（2021年9月～）



論点1-1-3 固定無線ブロードバンド（MVNO型）について

- 電話に関するユニバーサルサービス制度では、NTT東西が、メタル回線による加入電話の提供が極めて不経済になる場合等に、他の電気通信事業者（以下、事業者）の無線設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となっている。
※ 日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、NTT法）第2条第5項では、NTT東西の本来業務である地域電気通信業務（電話等）は自己設置設備で行うことが必要とされているが、同法第3条の責務規定（あまねく全国で適切、公平かつ安定的な提供の確保）の対象である電話については、例外的に、総務大臣の認可を受けて一定の範囲で他者設備を用いた提供が認められている。
- ワイヤレス固定電話が提供されるエリアでは、FTTH等の有線ブロードバンドの提供も極めて不経済になると考えられるが、NTT法の自己設置設備要件との関係を含め、こうしたエリアでNTT東西が、他事業者の無線設備を用いて固定無線ブロードバンド（MVNO型）を提供することについてどのように考えるか。
- この際、MVNO型の場合、一つの基地局で固定無線ブロードバンドの利用者と携帯電話の不特定の利用者の双方をカバーすることが想定されるため、通信の品質が安定しないことも想定されるが、技術基準（「論点2-2 技術基準（通信速度の設定等）等について）」との関係等についてどのように考えるか。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- ブロードバンドのユニバ制度における町字単位での支援区域とワイヤレス固定電話の導入が想定されている不採算エリアはかなりオーバーラップしていると思われ、両制度における双方のエリア指定の在り方の整合性も問われるだろう。（岡田構成員（第3回））
- 現状では、ワイヤレス固定電話は、あくまでもメタル回線の補助手段として考えられており、ワイヤレス固定電話でブロードバンドを提供することは、機能的に不可能であると認識。もし、ユニバ交付金制度の支援対象区域とワイヤレス固定電話の利用可能エリアが重畳し、ブロードバンドユニバと重なるサービスになり得ると判断された場合には、そのような制約を除いて、携帯ブロードバンドに、道を少し開くような検討は必要になると考える。現状ではこのような道が閉ざされているため、そのような可能性を今後どこかの時点で検討する必要も出てくるだろう。（関口構成員（第3回））

- NTT法等の改正により、NTT東西は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他事業者の電気通信設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となった。
- ワイヤレス固定電話は、令和5年度第2四半期以降のサービス提供開始が予定されている。

NTT法等の改正(主要部分)

【改正後のNTT法第2条第5項】

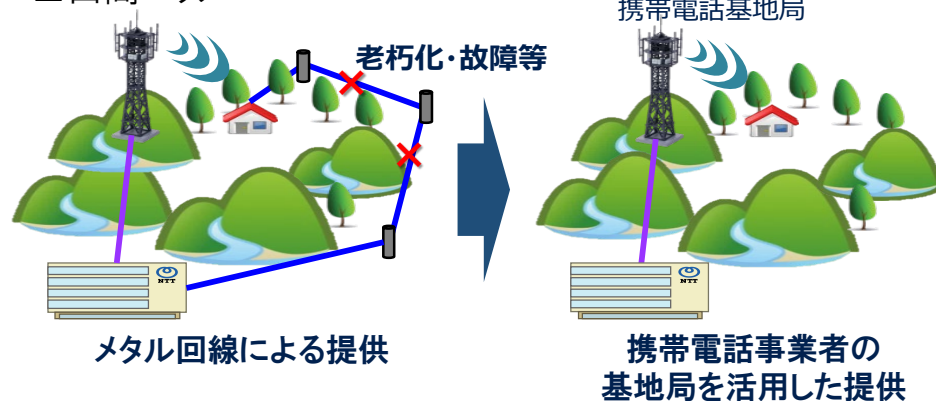
地域電気通信業務は、**地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない**。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、**総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない**。

<ワイヤレス固定電話の提供が認められる場合>

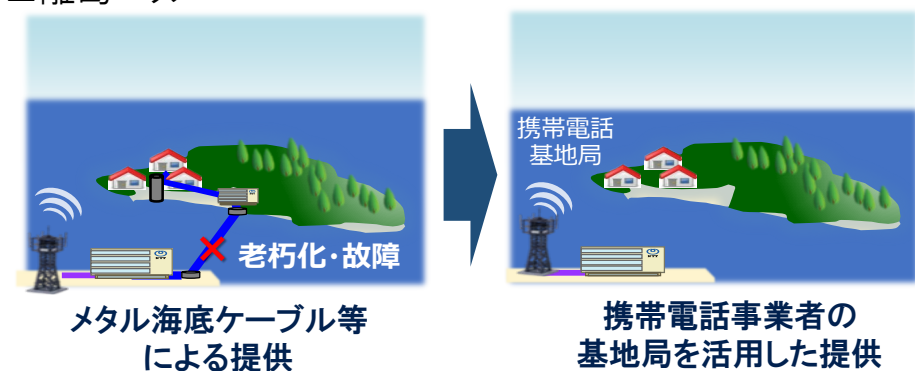
- ① 電話の提供が極めて不経済となる場合
「特例地域※であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域等において電話を提供する場合
※ 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域
- ② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

他者設備の利用イメージ(想定)

■ 山間エリア



■ 離島エリア



本来業務

〔持株会社:NTT法第2条第1項第1号から第3号
地域会社:NTT法第2条第3項第1号〕

目的を達成するために持株会社及び地域会社が行うこととされている業務。

- ・持株会社: 地域会社の株式の保有・権利行使、地域会社への助言等、基礎研究
- ・地域会社: 法定区域内での地域電気通信役務の提供

※一定の要件の下、総務大臣の認可を受けることにより他者設備の使用が可能。

附帯業務

〔持株会社:NTT法第2条第1項第4号
地域会社:NTT法第2条第3項第2号〕

本来業務を営む上で通常附帯すると考えられる業務。

【具体例】

- ・通信サービスの利用に不可欠な端末機器(電話機等)の販売

総務大臣への事前届出により営むことが可能

目的達成業務

〔持株会社:NTT法第2条第2項
地域会社:NTT法第2条第4項〕

持株会社及び地域会社が「目的を達成するため」に必要と認められる業務であるが、本来業務及び附帯業務には該当しないもの。

【具体例】

- ・他の電気通信事業者の商品の販売・取次
- ・他社料金の回収代行

活用業務(NTT東西のみ)

〔地域会社:NTT法第2条第6項〕

本来業務、附帯業務及び目的達成業務には該当しないが、本来業務である地域電気通信業務を営むために保有する設備、技術、職員を有効に活用して行う電気通信業務その他の業務。

【具体例】

- ・次世代ネットワーク(NGN)を利用した県間伝送サービス

論点 1-1-4 モバイルブロードバンドサービス（モビリティのあるサービス）について

- 4G、5G等のモバイルブロードバンドサービスについては、不特定多数のユーザが接続しトラフィックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応としては、二号基礎的役務に位置付けないこととしている。
- 他方、モバイル分野の技術の進展は著しく、今後、モバイルブロードバンドサービスにおけるネットワークスライシング技術の本格的な活用や帯域保証サービスの登場等の環境変化を踏まえながら、引き続きその位置付けを検討することが必要ではないか。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- 無線等の代替的な技術の利用可能性も含め、柔軟に世帯カバー率の規模等を検討する必要がある。（岡田構成員（第3回））
- 無線ブロードバンドが補完的に使えるという論点については、交付金の額が過大にならないようにするためにも、無線の活用は将来的に検討しなければいけないと思料。また、無線の活用がうまくいくのであれば、基礎的電気通信役務とする価値があると思料。（藤井構成員（第2回））
- 携帯ブロードバンドを、ユニバーサルサービス提供確保のために活用する技術の一つとするような検討は今後必要になると思料。現状は可能性が閉ざされているため、その点を今後検討する必要も出てくると思料。（関口構成員（第3回））

○ 事業者等からの主な意見

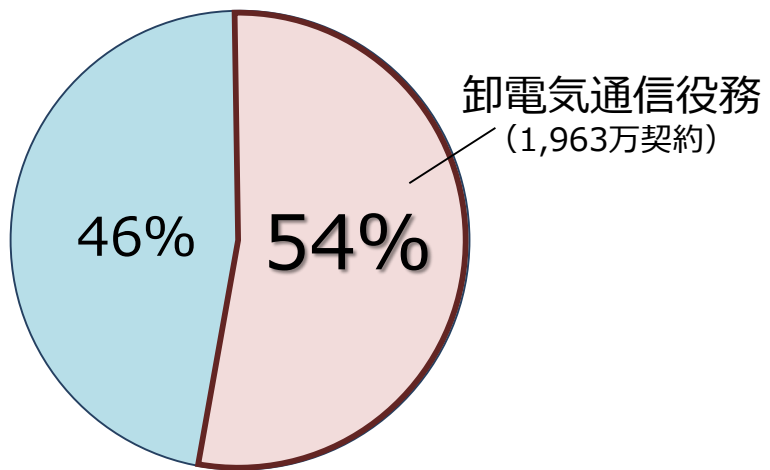
- 携帯ブロードバンドサービスは、研究会の最終取りまとめで整理されたとおり、①テレワーク、遠隔教育、それから遠隔医療などを継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること、②競争を通じて全国的なサービス提供が確保されることから、基礎的電気通信役務に位置づけず、新たな交付金制度の対象としないことに賛同。（KDDI株式会社（第2回））

1. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

論点 1-2-1 卸電気通信役務を利用して、卸先事業者が提供する役務の扱いについて

- 基礎的電気通信役務は、国民生活に不可欠な電気通信役務であり、その適切、公平かつ安定的な提供が求められているところ（電気通信事業法第7条）、役務の「適切性」、「公平性」については、契約約款の届出義務（同法第19条）等により担保され、「安定性」については、技術基準適合維持義務（同法第41条）等により担保されている。
- 基礎的電気通信役務を提供する事業者に課される契約約款の届出義務等は、役務の「適切性」、「公平性」を担保し、利用者の利益を保護するために定められている。利用者保護の観点からは、自己設置・接続・卸といったサービスの提供形態に関係なく、二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」が確保される必要があるため、卸先事業者が提供する役務も契約約款の届出義務等を課することが適当ではないか。そのように考えると、卸先事業者が提供する役務は、二号基礎的役務に含めることが適当ではないか。

（参考）FTTH契約数（全体：3,636万契約）に占める卸電気通信役務（1,963万契約）の割合



※電気通信事業報告規則（様式第8、第8の2及び第8の3）より作成。令和3年度第3四半期時点。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」において、卸先事業者を第二号基礎的電気通信役務の範囲から除外する方向で整理されたが、その理由付け(①卸元事業者に対して各種規律を課せば、適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢が確保される、②研究会において交付金制度を中心に議論を行った)は、①利用者の目線からはサービス提供形態の違いによって規律の適用を変えることは適当ではなく、②交付金制度を主眼に基礎的電気通信役務について検討することは、2階(交付金制度)から1階(規律)に向かって主客逆転した議論をすることを意味し、基礎的電気通信役務の考え方に歪みをもたらすと考えられることから、不十分な理由付けであり、卸元事業者のみを規律しておけばよいという考えは、本WGにおいて改めて議論すべき。(林構成員(第2回))
- 改正電気通信事業法第19条の規定では、基礎的電気通信役務を提供する者全てが対象となるはずで、卸先事業者の提供する役務も同法第19条の対象となると理解。(関口構成員(第2回))

○ 事業者等からの主な意見

- 事業者への規律は、それぞれの規律の政策目的に合わせて必要最小限のものにすることが適当。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第2回))
- 卸先事業者に対する規制は不要とし、基礎的電気通信役務とする必要はない。(ソフトバンク株式会社(第2回))
- 新たに課される規律は必要最小限の範囲に限定すべきであり、回線の保有の有無に関係なく、収益などの事業規模や有線ブロードバンド全体の総契約数に対するシェアを基準として、規律の適用の有無を判断すべき。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))

論点 1-2-2 卸元事業者により提供される卸電気通信役務の扱いについて

- 基礎的電気通信役務は、国民生活に不可欠な電気通信役務であり、その適切、公平かつ安定的な提供が求められており、電話に関するユニバーサルサービス制度においては、基礎的電気通信役務として、卸電気通信役務が含まれている（電気通信事業法施行規則第14条柱書）。
- 卸先事業者にとって卸電気通信役務は、ブロードバンド・電話ともに、エンドユーザへのサービス提供を行うために必要不可欠なものであることから、回線設備を設置する事業者（以下、回線設置事業者）がエンドユーザへ直接提供する電気通信役務と同様に、卸電気通信役務も二号基礎的役務として位置付けることが適当ではないか。

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 設備設置事業者がエンドユーザに直接提供する役務だけではなく、設備設置事業者が卸先に提供する卸電気通信役務についても第二号基礎的電気通信役務の対象とすべき。（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（第2回））

2. 事業者規律の在り方

論点 2-1 契約約款の届出義務の適用範囲について

- 基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を担保するため、基礎的電気通信役務を提供する事業者には、契約約款の届出義務が課されている（改正電気通信事業法第19条第1項）。
- 二号基礎的役務を提供する事業者の数は、およそ1,200者になると見込まれるが、エンドユーザへの影響の大きさ等を踏まえて、契約約款の届出義務の対象となる事業者の範囲を限定することとしてはどうか。
- この場合、第二種適格電気通信事業者は契約約款の届出義務の対象とした上で、それ以外の事業者については、例えば、大部分の契約（例：80%（契約数ベースで30万契約））をカバーできる基準を定めて届出義務の対象を限定することについてどのように考えるか。
- なお、このような限定をした場合でも、届出義務対象外の事業者の契約約款については、報告徴収（電気通信事業法第166条第1項）を行い、業務改善命令（同法第29条第1項第4号～第7号）により必要な是正を行うことが可能である。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- 約款規制については、シェアの度合いによらず、卸先・卸元問わず、事業者全てが規制に従うべきと考えるが、毎年継続して求めていく必要があるかは検討すべき。（長田構成員（第2回））
- 契約約款の届出義務について、制度の簡素化という点からは、そのシェア基準などにより一定の閾値を設けざるを得ないと思うが、小規模事業者であっても、場合によっては電気通信事業法上の報告徴収命令により契約の中身を確認でき、仮にその内容が不当な場合には、場合によっては業務改善命令をかけるということもできると考える。小規模事業者であっても、一定の閾値を設けたからといって規律が全くかからないかというところではなく、最終的には総務省のチェックは入ると理解。（林構成員（第3回））

2. 事業者規律の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 卸先事業者には、相当な必要性がない限り、約款の届出義務を課すべきではない。(ソフトバンク株式会社(第2回))
- 基礎的電気通信役務の利用者規律を課す場合でも、競争地域のブロードバンドサービスに対して一律に規制を課すのではなく、必要最小限の範囲に限定すべき。(KDDI株式会社(第2回))【再掲】
- 新たに課される規律は必要最小限の範囲に限定すべきであり、回線の保有の有無に関係なく、収益などの事業規模や有線ブロードバンド全体の総契約数に対するシェアを基準として、規律の適用の有無を判断すべき。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))【再掲】

(参考) 電気通信事業法上の報告徴収・業務改善命令に関する関係条文

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

（業務の改善命令）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 （略）

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 （略）

2. 事業者規律の在り方

論点 2-2 技術基準（通信速度の設定等）等について

- 基礎的電気通信役務を提供する事業者には、役務の安定的な提供を図るため、技術基準（「①損壊・故障対策」、「②品質基準※」等を規定）の適合維持義務（電気通信事業法第41条第1項及び第2項）、技術基準の自己確認届出義務（同法第42条）、管理規程の策定・届出義務（同法第43条）、電気通信設備統括管理者の選任・届出義務（同法第44条の3）、電気通信主任技術者の選任・届出義務（同法第45条）等が課されることとなる。
 - ※ 現在の技術基準では、データ伝送役務用設備については、「②品質基準」が規定されていない（事業用電気通信設備規則）。
- 卸先事業者により提供されるFTTHを二号基礎的役務として位置付ける場合、卸先事業者に対する上記技術基準適合維持義務等の適用についてどのように考えるか。
- 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」では、ブロードバンドサービスの品質基準は、名目速度で設定することが適当とされた※¹と、高速なデータ通信が可能な光ファイバを通信区間の大半に敷設して提供されるFTTH又はCATV（HFC方式）を念頭に置いた場合は、下り30Mbpsを基準として名目速度を設定すること※²についてどのように考えるか。
 - ※¹ 「ブロードバンドサービスの実効速度は、利用者側の環境等により大きく影響を受けること」、「現状において、ブロードバンドサービスの実効速度の計測方法について確立したコンセンサスがあるとは言い難いこと」が理由とされた。
 - ※² 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」において、「具体的な名目速度の数値としては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能にするという観点から、例えば、「上り・下りの名目速度30Mbps以上」とすることが考えられる」とされた。
- また、規格上の通信速度が上り下りで非対称となるCATV（HFC方式）においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用が可能と考えられる通信速度を確保する観点から、ITU規格（DOCSIS）に準拠することを要件として、上りの名目速度を一定程度担保することも考えられるが、この点についてどのように考えるか。
- 固定無線ブロードバンド（例：地域BWA・ローカル5G型、MVNO型）を二号基礎的役務に位置付けることとした場合、安定性の確保の観点から技術基準としてどのような要件が必要と考えるか。

2. 事業者規律の在り方

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- HFC方式のうち通信方式が古く、上り名目速度が1Mbps程度のサービスについては受け入れがたいのではないか。(相田主査代理(第2回))
- 詳細は今後議論を深めるべきだが、実質的にはCATVアクセスサービス(HFC方式)については、Docsisが規格化された以降の役務を対象とすべきではないか。(相田主査代理(第2回))
- 極度に不採算な地域について、人口動態や無線を含めた技術の利用可能性を踏まえ、本当にFTTHで30Mbps確保することが必要かどうかは柔軟に見直していくべきである。(岡田構成員(第2回))

○ 事業者等からの主な意見

- ブロードバンドサービスを利用する際の通信速度は、アクセス回線を含めたネットワークだけではなくて、利用者の利用環境やISP事業者のネットワークなどにより大きく変動するものなので、名目速度をベースとせざるを得ないと思料。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第2回))
- HFC方式のケーブルテレビインターネットにつきましては、将来の光化等は見据えつつも、当面は実態を踏まえた通信速度の設定を検討すべきではないか。(KDDI株式会社(第2回))
- ユニバーサルサービス制度の趣旨が、競争のほか、地理的格差の是正という点を踏まえれば、競争地域で提供されているサービスが基本的に満たす基準を規律として適用することが適切と考える。ただ、具体的な数値は、地域の実態を踏まえて検討が必要である。(ソフトバンク株式会社(第2回))
- HFCは上り下り非対称のサービスであり、下り速度を重視した構成のため、上り名目速度30Mbpsを満たすことが難しい。加えて、現状でもサービス利用に支障がないことなどから、技術基準では下り名目速度のみとするなどの配慮をお願いしたい。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))

	損壊・故障対策	品質基準	通信の秘密・他者設備の 損傷防止・責任の分界
アナログ電話用設備	<ul style="list-style-type: none">○予備機器○防護措置○異常ふくそう対策○耐震対策○停電対策○大規模災害対策 等	高い品質基準	<ul style="list-style-type: none">[通信の秘密]○通信内容の秘匿措置○蓄積情報保護[他者設備の損傷防止]○損傷防止○機能障害の防止○漏えい対策○保安装置○異常ふくそう対策[責任の分界]○分界点○機能確認
総合デジタル電話用設備			
0AB-J IP電話用設備			
携帯電話・PHS用設備	自主基準※		
その他の音声伝送役務用設備 (050IP電話用設備)	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害対策○異常ふくそう対策○防護措置 等	最低限の品質基準	
上記以外の設備 (データ伝送役務用設備等)		規定なし	

※ 携帯電話の品質基準は、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

(引用)情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会第四次報告(令和2年11月)

2. 事業者規律の在り方

論点 2-3 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告（町字単位での報告）の手続について

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度では、二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者（※）が1者以下の地域であることが支援区域の要件となっているところ（改正電気通信事業法第110条の2第1項第2号）、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」では、当該支援区域は、（不採算地域における固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保するためには、可能な限り小さい地理的単位で設定することが望ましいため）「町字」を単位とすることが適当とされた。
 - ※ 一定期間継続して役務提供することも要件
- そのため、総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が1者以下の地域を把握する必要があることから、二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当ではないか。
 - ※ 電話に関するユニバーサルサービス制度では、加入電話相当の光IP電話とワイヤレス固定電話の提供状況（役務の提供区域等）を電気通信事業法第166条に基づく報告により行政が把握している。
- この際、年度ごとに交付金の額が算定されることを踏まえると、例えば、年度ごとに年度末時点の提供区域を報告させてはどうか。
- また、報告に当たっては、集計用の専用ツールを用いる等により、事業者及び行政の負担の軽減を図ることが必要ではないか。

2. 事業者規律の在り方

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- ブロードバンドのユニバ制度における町字単位での支援区域とワイヤレス固定電話の導入が想定されている不採算エリアはかなりオーバーラップしていると思われ、両制度における双方のエリア指定の在り方の整合性も問われるだろう。(岡田構成員(第3回))【再掲】
- 町字単位の届出は事業者にも負担がかかると考えられるが、CATV事業者の中には(町字単位の届出も含めて)準備にかかるコストの方が交付金をもらうインセンティブよりも大きいと感じ、制度を活用しないという選択をする事業者が出てきうるか。(三友構成員(第2回))

○ 事業者等からの主な意見

- 業務区域は日々変動するものであり、事業者及び行政の手続稼働の効率化という観点から、交付金申請と併せて、年度ごとに事後届出とすることで十分ではないか。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第2回))
- 町字単位での業務区域の届出に当たり、省令等の規定内容によっては、既存の業務区域を規定に沿って把握し直す必要が生じると考えており、その場合には、相応の準備期間が必要となる。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第2回))
- 業務区域の届出は、高コスト地域ではないと判定された地域については不要とすべきである。(KDDI株式会社(第2回))
- 卸先事業者に対する規制は不要とし、基礎的電気通信役務とする必要はない。(ソフトバンク株式会社(第2回))【再掲】
- 登録・変更届出によって競合地域が明確となった場合には、将来的に届出を省略するなどの配慮を要望。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))
- 町字単位の業務提供状況を細かく全部分析していったって、提供可能世帯数は何世帯あるかというのを見ていくのは大変手間がかかるため、手間が軽減される方法を考えていただきたい。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者、第三号事業を営む者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者、第三号事業を営む者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者又は第三号事業を営む者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8（略）

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（抄）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二條の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二百一十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

- ・二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者に町字単位の提供区域の報告を求める想定。
- ・町字単位の提供区域は、ITを用いた補助ツールを使用し、電子媒体により報告される想定。
- ・電子媒体により報告された提供区域は、総務省にて集計を行うとともに、一定のモデルにより、赤字区域等を特定した結果を踏まえ、総務大臣が一般支援区域・特別支援区域の指定を行う。

総務省にて、報告の集計※



(※) 総務省における報告の集計の具体的作業について

提供区域は事業者ごとに報告される想定であるため、集計専用の補助ツールによってそれらを一つのファイルにまとめる等の作業を行い、「1者以下の提供地域」、「未整備地域」、「公設民営地域」及び「公設公営地域」等を判別する必要。

2. 事業者規律の在り方

論点 2-4 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの維持に関する計画の公表について

- 電話については、NTT東西等に対して、「国民生活に不可欠な電話のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供に寄与」する責務が課されているが（NTT法第3条）、ブロードバンドについては、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」において、今般の制度改正における対応として、同様の法的責務をNTT東西等に対して課すことは必ずしも適当でないとされた※ことを踏まえ、今般の法改正では、法的責務は措置されなかったところである。
 - ※ ブロードバンドサービスについても、法的責務をNTT東西等に課すべきとする意見、電話とブロードバンドサービスのインフラ整備の経緯の違いに着目し、法的責務をNTT東西等に課すべきでないとする意見などが示された。
- しかしながら、電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を活用し光ファイバを整備しているNTT東西に対しては、引き続き大きな社会的役割が期待されるのではないか。この場合、NTT東西等に対して、不採算地域（一般支援区域や特別支援区域）におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の策定・公表を求めることについてどのように考えるか。
- 他方で、後述するように（論点4-1）、特別支援区域では、第二種適格電気通信事業者の指定要件のうち、設置する電気通信回線設備の規模については、当初は10%とし、今後の整備の状況を踏まえ段階的に引き上げることを継続的に検討することも考えられるところ、当該検討等に資する観点から、特別支援区域に係る第二種適格電気通信事業者の指定要件として、特別支援区域における電気通信回線設備の整備・維持に関する計画の策定・公表※を求めることについてどのように考えるか。
 - ※ 第二種適格電気通信事業者の指定要件の一つとして、「二号基礎的役務に関する収支状況その他総務省令で定める事項の公表」が規定されており（改正電気通信事業法第110条の3第1項第1号）、当該総務省令で定める事項に位置付けることが考えられる。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- ラストリゾート事業者の責務として、官民協定に基づき提供を担保した事業者を対象に交付金による支援を行う仕組みは考えられないか。（林構成員（第2回））
- 「事業の確定」段階での計画の公表では、整備を要する自治体等における予測可能性に資することにはならないのではないか。（大谷構成員（第2回））

2. 事業者規律の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 当社は、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく所存であり、必要な手続、準備が整い次第、官民協定等で条件とされていなくとも速やかにこれをサービス提供計画として公表していく考え。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第2回))
- ラストリゾート責務の制度化を行わない場合であっても、最低限の制度的担保を図るため、NTT東西の特別支援区域の提供計画の公表は、NTT法第12条の事業計画の対象として認可事項とすることが必要。(KDDI株式会社(第2回))
- 官民協定は1つの考え方ではあるが、NTT東西による条件不利地域における提供計画をNTT法の事業計画認可にかからしめることが、制度的担保の観点から重要。(KDDI株式会社(第2回))
- 条件不利地域の設備設置事業者に対し、今後何年続けられるのか等の計画・見込みを提示させて、未整備エリアとなる可能性を明示させることが有効。(ソフトバンク株式会社(第2回))
- 全国規模の線路設備基盤を有するNTT東西には、光ファイバ等の維持限界エリアを積極的に救済する役割が期待されていると考えており、その意味で事業計画認可等における担保も有効。(ソフトバンク株式会社(第2回))
- 不採算地域の整備・維持計画の公表は、ブロードバンド事業者に一律に適用されるものではなく、特別支援対象区域の適格電気通信事業者及びNTT東西に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する整備・維持計画の公表を求めることが適当。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第2回))

論点3-1 支援区域の指定要件（①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域）について

- 支援区域は、以下の2つに区分されている（改正電気通信事業法第110条の2第1項及び第2項）。
 - ▶一般支援区域：「モデル上の赤字地域」かつ「二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者※が1者以下（以下、1者以下の提供）」 ※一定規模以上の電気通信回線設備を設置して一定期間継続して役務提供する事業者
 - ▶特別支援区域：「モデル上の大幅な赤字地域」又は「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」のいずれかに該当し、かつ「1者以下の提供」
- 支援区域の指定に当たっては、仮に都道府県や市町村単位で指定を行った場合、大半が複数事業者の存在を理由として支援区域から外れることとなり、交付金制度の目的が達成されないおそれがあることから、運用可能な最小の地理的単位である「町字」を単位として行うことが適当ではないか。
- 一般支援区域となる「モデル上の赤字地域」の特定に当たっては、町字単位で二号基礎的役務の収支を算定する必要があり、当該収支は、当該区域で二号基礎的役務を提供したときに通常要すると見込まれる費用から通常生ずる収益を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額を用いることとしている（改正電気通信事業法第110条の2第1項第1号）。この算定でモデルを用いるに当たっては、例えば、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定してはどうか。
- 特別支援区域となる「モデル上の大幅な赤字地域」の特定に当たっては、一般支援区域の場合と同様のモデルにより収支を算定することとなるが、「モデル上の大幅な赤字地域」の水準となる額は、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、来年以降のモデル構築の状況を踏まえて検討することとしてはどうか。
- ただし、上記の「町字」単位で精緻なモデルを設計するには、その設計費用や町字ごとの地域性の把握が困難等の一定の限界があり、通常は大幅な赤字地域に該当すると考えられる「未整備エリア※」や光ファイバの「公設地域」が「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しない場合も否定できない。こうした区域は、「モデル上の赤字地域」であれば、「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」として、「特別支援区域」に指定することとしてはどうか。その上で、モデル構築を踏まえて、特別支援区域に係る「未整備エリア」等の扱いは、検討を深めることとしてはどうか。

※ 「未整備エリア」とは、1者以下の提供、かつ、当該1者の回線設備の設置規模が**50%（論点3-2で定める割合）未満の区域**とする。

一般支援区域

モデル上の赤字地域かつ二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が**1者以下**【A】

なお、交付金額は、財務会計上の二号基礎的役務の赤字額を上限とする。

特別支援区域

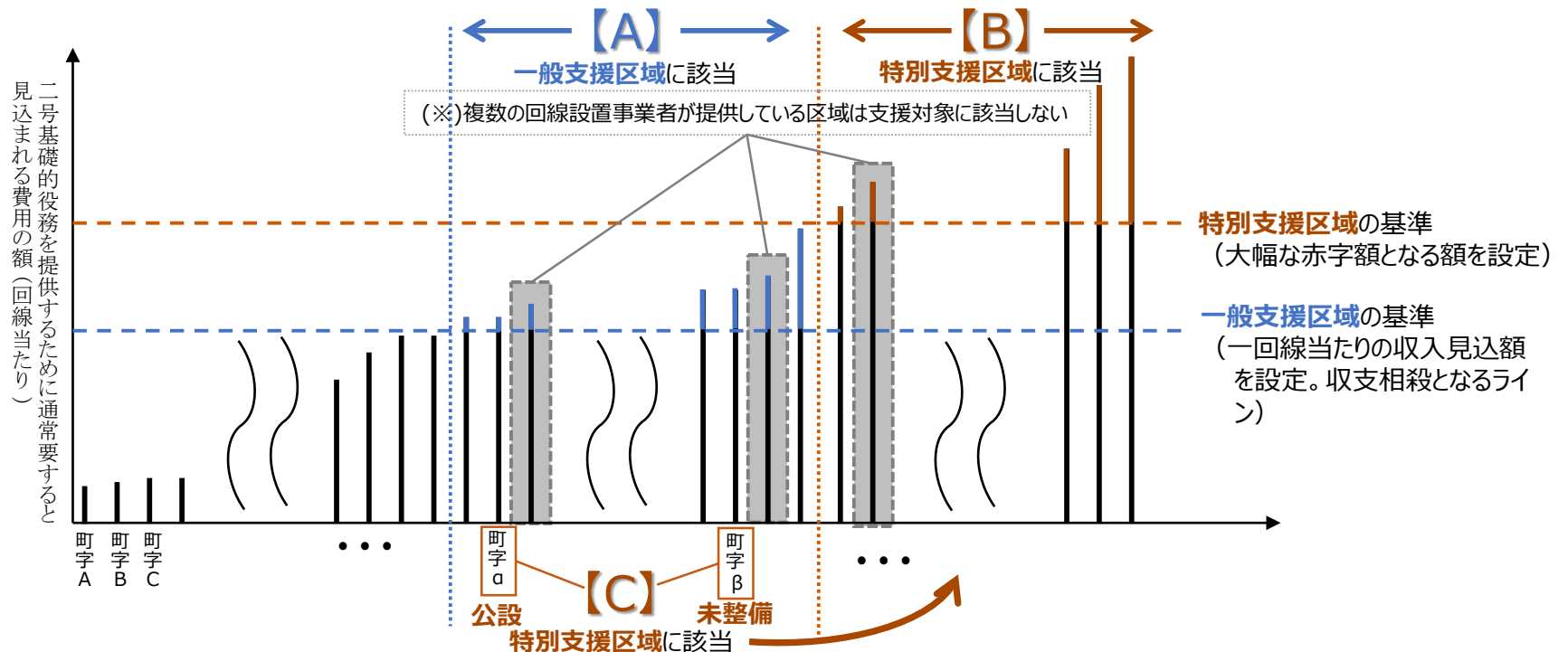
①モデル上の大幅な赤字地域【B】

②①以外の地域であって、地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる地域(※)【C】

のいずれかに該当し、かつ 二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が**1者以下**

(※) 一定の未整備地域において、**新規整備**や**民設移行**が行われた場合に支援を行うことを検討する。

なお、交付金額が財務会計上の二号基礎的役務の赤字額を上限としない。



(※) 【C】以外にも、例えば地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討する。

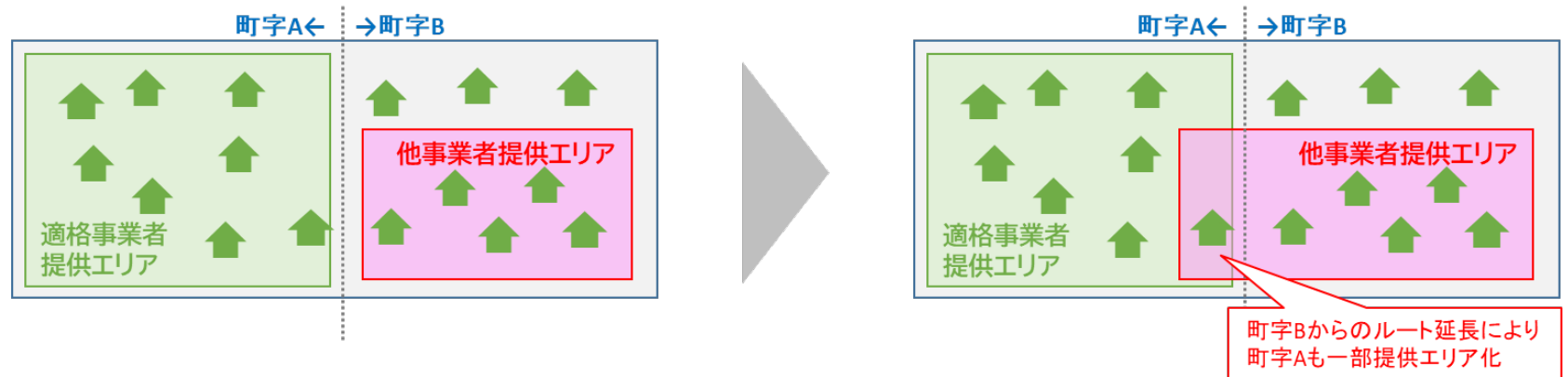
3. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

論点3-2 支援区域の指定要件 (② 1者以下の提供地域 (1者以下の提供地域の要件である電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間) について)

- 複数の二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が競合して二号基礎的役務を提供している地域において、特定の回線設置事業者のみを支援対象とすることは競争中立性を害するおそれがあり、また、論点3-1の「モデル上の赤字地域」の特定の精度を高める※ために、支援区域の指定に当たっては、二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が1者以下であることを要件としている。

※ 電気通信回線設備の自己設置には多大なコストを要するため、相当規模の回線設置事業者が複数存在する地域は、一定の収益性のある区域と推測することも可能。なお、「自己設置の電気通信回線設備」には、接続で提供を受けた電気通信回線設備は含まれない。

- ある支援区域が、他の回線設置事業者の提供区域の拡大により、一者以下の提供区域ではなくなり、支援区域の指定が解除される場合もあり得る (以下の図を参照) ところ、「どの程度の規模」の電気通信回線設備を設置し、かつ、「どの程度の期間」役務を継続して提供すると、1者と判断される回線設置事業者となるかは、総務省令で定めることとされている (改正電気通信事業法第110条の2第1項第2号)。
- この電気通信回線設備の規模の割合 (町字内の全ての世帯数に対する役務提供可能世帯数の割合) や役務を継続して提供する期間は、同じ区域に支援を受ける事業者と支援を受けられない事業者がいる場合において、後者の電気通信回線設備の規模がどの程度であり、かつ、どの程度の期間役務を継続して提供していると、前者への支援が競争中立性を害するおそれが生じるか等を考慮して設定する必要があるところ、例えば、当該割合は50%超、当該期間は1年以上とすることについてどのように考えるか。



【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- 不採算地域については、無線等の代替的な技術の利用可能性も含め、柔軟に世帯カバー率の規模等を検討していく必要がある。(岡田構成員(第3回))
- 継続提供期間や、その対象となる電気通信回線設備についても論点となるが、将来的な設備更新のみならず、設備の構成の変化の可能性も含めて、基準を検討すべき。(岡田構成員(第3回))

○ 事業者等からの主な意見

- 特別支援区域において、自治体事業としての整備が町字の一部に留まる場合であっても、それにより整備された地域は回線数等の規模によらず、全て支援対象とすることが必要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 支援区域に回線規模の基準を設けた場合、当該町字において新規整備を引き受ける事業者、もしくは公設設備の民設民営への移行を引き受ける事業者が現れなくなるおそれ、または、自治体が整備を見送ったエリアにおいても基準を満たすための整備を図らなければならなくなるおそれが生じる。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 非居住エリアが新たに居住エリア化するなど、事後的に整備が必要となるエリアは、自治体からの追加的な補助金や、ユニバの交付金等による支援により、整備を行うべき。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 適格事業者よりも提供可能な世帯を下回る場合など、既存の適格事業者が提供する区域の一部のみを提供する事業者を競合事業者として評価することは、既存適格事業者への支援が行われなくなることになるため、不適當。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 支援対象、競合事業者の要件として、規模、継続提供期間といった要件を設けることは適當。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- 事業者が届け出た「町字単位の業務区域でのサービス提供可能な世帯数」を基に算定される世帯カバー率が規定割合を満たすことが要件と理解。この世帯カバー率については、固定電話の事例とは違って例えば過半数の50%以上とするなど、実態を踏まえての検討が必要。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 一時的な参入となる事業者は、これを競合事業者として評価すべきではない。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 事後的に「競合事業者あり」となる場合、先に指定された適格事業者に対する支援は、例えば10年程度、一定期間継続されるべき。設備設置事業者があらかじめ交付金による支援の額や、その支援が選べる期間について見通しを得られることが重要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 設備構築に必要な光ケーブルなどを自ら設置しない事業者は、競合事業者や適格事業者として評価すべきではないと思料。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 業務区域の変更登録や変更届出期間と併せて、年に1回、年度末の状態で判定することが適当。(KDDI株式会社(第3回))
- 短期間で支援対象有無が変更されると、制度の安定運用に大きな支障が出るおそれがある。そのため、二号基礎的役務を継続して1年以上提供している場合に限り、競合事業者としてカウントしてはどうか。(KDDI株式会社(第3回))
- NTT東西の加入光ファイバーを接続、相互接続で利用してサービスを提供する役務は競争を意図して事業参入しているが、支援対象事業者を判断する場合の競合事業者として、このような役務はカウントしないことが適当。(KDDI株式会社(第3回))
- 接続事業者と卸先事業者は競合扱いとしないことが適切と思料。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- 世帯カバー率とともに継続提供期間を要件とすることは重要。支援対象事業者と競合事業者は、一定期間、例えば1年以上にわたってサービスを継続的に提供していることを要件とすることが必要。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 大部分を他社の回線設備と接続してサービスを提供する場合など、卸役務を利用してサービスを提供する事業者は、競合事業者として扱わないことが適当。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))

(参考) 区域指定の考え方

交付金の対象は、第二種適格電気通信事業者に指定される際に併せて指定される「担当支援区域」に係る費用であるため、**交付金を受けるためには、「担当支援区域」の指定を受ける必要。**

① 回線設置事業者数の把握

(②の指定要件は、回線設置事業者1社以下の地域)

1丁目 2社 (A、B)	2丁目 1社 (B)	3丁目 1社 (B)
4丁目 1社 (A)	5丁目 3社 (A、B、C)	6丁目 3社 (A、B、C)
7丁目 0社	8丁目 1社 (A)	9丁目 1社 (A)

② 一般支援区域・特別支援区域の指定

2社 (A、B)	① 1社 (B)	1社 (B)
① 1社 (A)	3社 (A、B、C)	3社 (A、B、C)
② 0社	1社 (A)	② 1社 (A)

①
一般支援区域

②
特別支援区域

③ 担当支援区域の指定

(第二種適格電気通信事業者の指定時に指定)

2社 (A、B)	Bの担当支援区域	1社 (B)
Aの担当支援区域	3社 (A、B、C)	3社 (A、B、C)
0社	1社 (A)	Aの担当支援区域

4. 第二種交付金の支援対象者の要件

論点4-1 第二種交付金の支援対象者の要件（第二種交付金の支援対象者の要件である電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間）について

- 第二種交付金は、関係事業者の負担金を原資とするため、それによる支援は、二号基礎的役務の提供に多大なコストを要し内部相互補助によりその維持が困難な場合に原則限定すべきである。このため、支援対象者は、「一定規模以上の電気通信回線設備を設置」して「二号基礎的役務を一定期間提供」することが要件とされ、具体的な電気通信回線設備の規模の割合や役務の継続提供期間は、支援区域の場合と同様、総務省令で定めることとされている※（改正電気通信事業法第107条第2号）。

※ 当該総務省令で定める電気通信回線設備の規模は、第二種適格電気通信事業者の指定要件としても引用される（改正電気通信事業法第110条3第1項第2号口）。
- 電気通信回線設備の規模要件は、高い割合を設定するほど役務提供の維持が困難な場合に該当するため、交付金による支援の必要性が高まる一方、例えば100%と設定した場合、50%既整備の区域において、支援があれば80%まで追加整備しようとする事業者は支援を受けられないこととなるため、整備が進まない可能性がある。
- 今回の交付金制度は、未整備の区域や公設地域が存在する状況に鑑み、不採算地域からの撤退抑制に加え、未整備の区域の整備促進等を目的とするものである。また、1者以下の提供地域の指定の要件（50%以上）、NTT東西のサンプル調査によれば、一部整備済の町字については、50%以上を整備している町字が90%以上を占めている実態や、ケーブルテレビ連盟のサンプル調査によれば一部整備済の町字については、50%以上を整備している町字が90%以上を占めている実態を踏まえて、支援の要件となる電気通信回線設備の規模の割合は、一般支援区域では50%以上としてはどうか。
- 他方、特別支援区域は、大幅な赤字地域であり、整備率が著しく低い割合の地域が多数存在すると考えられ、整備率の向上が特に求められる地域であることに鑑み、支援の要件となる電気通信回線設備の規模の割合は、当初は、一般支援区域より低い割合の10%以上として、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引き上げを継続的に検討することとしてはどうか。
- また、役務の継続提供期間の要件については、短期間で撤退するような事業者に支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、1年以上としてはどうか。

[参考] 第二種適格電気通信事業者の指定の要件

- 指定要件は、（「二号基礎的電気通信役務に係る収支の公表」「当該支援区域で他の第二種適格電気通信事業者が未指定」の要件に加えて、）その支援区域に設置する回線設備の設置規模が要件とされているが、当該要件は、法律上、「【論点4-1】第二種交付金の支援対象者の要件」における回線設備の設置規模と同一とされているため、固有に設定すること不要。

5. 交付金算定の在り方

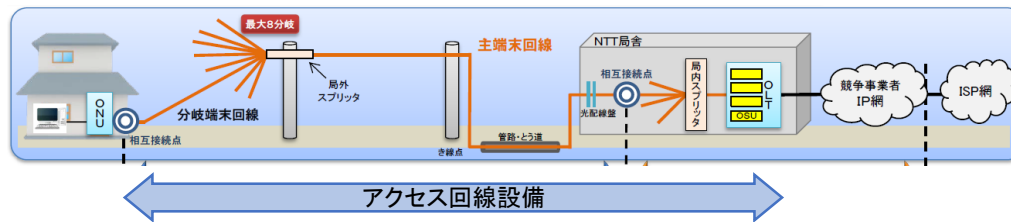
論点5-1-1 費用算定の対象設備について

- アクセス回線設備（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となり、また、不採算地域等で各種設備の収容効率が悪くなるため、1回線当たりの維持費用が大きいと考えられる。
- 中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務の提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域である離島との通信確保に不可欠であり、維持費用^(※)が大きいと考えられる。

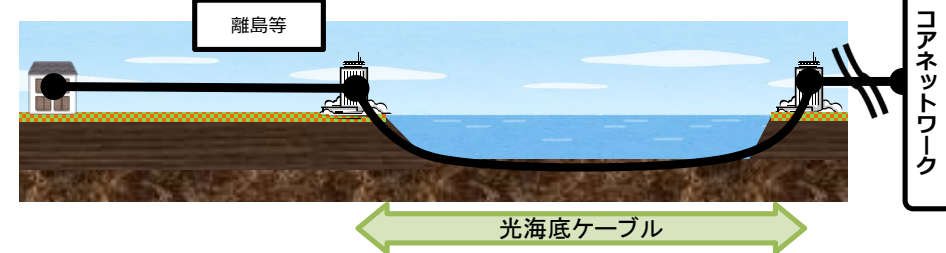
※ 海底ケーブル用特殊設備や補修のための敷設船運航費等

- よって、交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当ではないか。その上で、当該対象設備については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築を踏まえて検討を深めることとしてはどうか。

(アクセス回線設備のイメージ)



(光海底ケーブルのイメージ)



5. 交付金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 費用算定に含まれる原価の範囲と収益の範囲、これが一致していることが大前提になると思料。アクセス区間以外のネットワーク設備を原価の範囲としてどこまで含めるか、収益の範囲と合わせて議論することが必要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 減価償却費相当は、自治体事業・補助金等により整備された設備では発生しないと考えているが、事業者自らの投資による設備更改などが行われた場合には、原価対象とすることが必要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 料金請求・顧客管理等のコストは、これも原価対象とすべき。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 初期投資額は、補助事業において実際に要した構築費用を用いることが大切。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 費用算定に用いる係数等は、効率性を担保するため、支援対象外エリアも含む平均値を用いることも可能ではないか。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 費用算定対象となるアクセス回線設備は、最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備などとするのが適当。(KDDI株式会社(第3回))
- 離島で提供される有線ブロードバンドについては、例外的に対象設備に離島への海底光ケーブルを含めるのが適当。(KDDI株式会社(第3回))
- 地域事業者のサービス提供の維持が図られるためには、全国事業者と地域事業者の規模の経済の相違を考慮することが必要。(KDDI株式会社(第3回))
- アクセス回線設備、それから離島への海底光ケーブル、これ以外に支援の対象とする費用は、役務の維持に必要な最小限の費用とすべき。販促費などの競争対応費用は支援の対象から除外すべき。それ以外の具体的な費用については、交付金による支援を希望される事業者に対してヒアリングを実施して、詳しく検討することが必要。(KDDI株式会社(第3回))

5. 交付金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 原則はアクセス回線の設備のみを支援対象とすべきだが、中継回線については、サービス維持に最低限必要な範囲に限り支援対象とすることは妥当ではないかと考える。ただ、NTT東・西が電話のユニバーサルサービス提供のためにも用いるような中継回線については、支援の対象外とすることが適当と考えている。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- ブロードバンドにおける収入の考え方の整理が必要。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- ある支援地域において新たにブロードバンドサービスを始めるにしても、電話のユニバ義務を果たすためにもともと必要だったものについては支援の対象外とすることが適当。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- 遠隔の不採算地域においては、局舎設備を支援対象設備に含めることや、設備コスト以外の費用についての配慮を要望。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 不採算地域にブロードバンドサービスを提供する際に、非居住エリアを経由するアクセス回線を敷設する場合には、非居住エリアであっても除外することなく費用算定することを要望。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 支援対象の費用は、原則として支援区域のアクセス回線設備の維持に必要な費用と示されているが、アクセス回線に付帯するヘッドエンドのセンターや宅内設備は、サービス提供の際にアクセス回線と不可分な設備であるため、これらの設備の維持費用も支援対象とすることを要望。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 交付金と負担金の算定について、支援機関としての観点から、事業者の原価や収益等の額といった数字の資料に基づきまして、適切あるいは的確に算定すること。それらの算定を含めた業務を効率的に実施すること。それを通じて制度を安定的に運用することの3点が重要であると考えております。(一般社団法人電気通信事業者協会(第3回))

5. 交付金算定の在り方

論点5-1-2 費用の算定方法について

- ユニバーサルサービス制度による交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当ではないか。ただし、実際費用から大きく乖離し、適正な標準モデルの構築が極めて困難な場合は、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることについてどう考えるか。
- また、①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブルに係る費用等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要ではないか。
- さらに、費用算定に当たっては、以下の点に留意することが必要ではないか。
 - ① ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金によって、二重の支援とならないようにすること。
 - ② ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金によって、二重の支援とならないようにすること。
- なお、利用部門費用については、二号基礎的役務の提供に最小限必要な費用に限定して算定することが適当であり、販売促進費等競争対応費用は、費用算定から除くことが必要ではないか。
- 上記の費用算定については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることとしてはどうか。

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- 放送に係るコストはユニバ交付金から補填しないとするこれまでの議論を踏まえれば、CATV連盟の主張のように、しっかりと分計した方が良く考える。分計基準等については改めて検討が必要だとしても、あるべき考え方は一度整理しておく必要がある。（関口構成員（第3回））
- 海底光ケーブルのようなケースで、NTT東西の電話のユニバーサルサービス制度に使われるものは支援対象外とすべきとの意見について、理論的にはまさに二重の補助にならないように対応すべきと考える。（大谷構成員（第3回））
- 補助金と交付金の二重計上とならないようとのコメントに関連し、補助金は多くのケースで圧縮記帳方式という、税の繰延措置の会計処理を行っており、原価配分等については、圧縮記帳後の補助金で構築した部分を除いて費用計上を行っているため、二重計上はあまり懸念に及ばないような印象を持った。（関口構成員（第3回））

5. 交付金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- フレッツテレビの場合は、あくまでもフレッツ光のオプションサービスという位置づけであるため、光ファイバのコストは、ブロードバンドサービスの方で全額回収している。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 通信と放送といったサービスごとの考え方の整理は、それぞれの事業者のサービス形態によるところもあるので、必ずしも全てを一致させる必要はないのではないか。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 交付金の交付が二重の支援にならないように留意。二重にも幾つかの意味があり、1点目は国費等による補助金などとの二重。2点目は、設備貸与による収入との二重のコスト回収。3点目の二重は、接続料との関係。接続料と二重のコスト回収とならないように、交付金制度により支援を受けた額、これを接続料原価から控除するということが必要。(KDDI株式会社(第3回))
- CATV事業者は、通信と放送を同時にサービス提供するのが一般的であるため、費用や支援額の算定には、通信部分の収益を抽出する必要があるので、サービス提供の実態に合わせた分計のガイドラインが必要と思料。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 放送と通信の部分は分計をしてほしいということは今までも主張しており、今回の法律の趣旨にのっとり、そういった点はしっかりとやっていく必要があり、事業者間での不公平といったことが起こらないように対応していただきたい。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))

5. 交付金算定の在り方

論点 5-2-1 支援区域ごとの支援対象となる回線について

- 一般支援区域については、第二種適格電気通信事業者の二号基礎的役務全体の部門別収支が赤字の場合に当該赤字の一部について交付金による支援を行うこととする一方、特別支援区域については、当該部門別収支が黒字の場合でも交付金による支援を行うこととしている（改正電気通信事業法第107条第2号）。
- 特別支援区域において黒字の場合でも支援することとしたのは、大幅な赤字地域においては、既整備区域の維持は、一般支援区域と同様に内部相互補助により図るべきだとしても、未整備エリアの解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等までを内部相互補助により図ることは期待困難であると考えられたためである。
- この点に鑑みれば、二号基礎的役務全体の部門別収支が黒字の場合の支援は、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線や民設民営へ移行した回線に係る維持費用に限定してはどうか。

区域の分類	二号基礎的役務全体に係る部門別収支	制度運用開始時点で既整備の回線に係る費用	制度運用開始後に新規整備された回線や民設民営へ移行した回線に係る費用
一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象
	黒字	支援対象外	
特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象
	黒字	支援対象外	

5. 交付金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

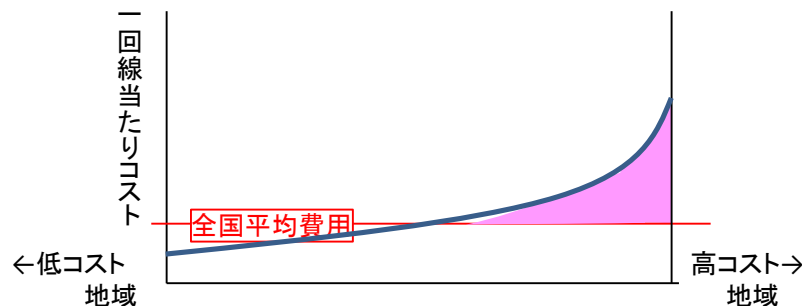
- 参入事業者における予見性確保の観点から、一定の算定式、例えば投資額×保全コスト係数等を用いて算定することが適当と思料。その際、係数については、事業者の実績値等に基づくことが必要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- ただし、一定の算定式や係数等にのっとり算定することによって、実際費用から大きく乖離すると見込まれる費用、例えば、海底光ケーブルの補修費、あるいは自然災害に係る保守費用などは、部分的に実際費用方式を採用することが適当ではないか。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 支援額の算定方法は、原則としてベンチマーク方式を採用すべき。仮に収支相殺方式を採用する場合は、この交付金による支援を受ける事業者、適格事業者は、地域別収支だけではなくて、サービス全体の収支を明らかにすることが必要。(KDDI株式会社(第3回))
- 基本的にベンチマーク方式は一般支援区域であっても、特別支援であっても採用されるべきと思料。(KDDI株式会社(第3回))
- 特別支援地域における収支相殺方式の採用が合理的かは、収支を明確にさせていただいた上で、検討していただきたい。基金規模が大きくなってしまったため、基金規模をどうやって抑えるのかといった検討を行う時に、ベンチマーク方式を算定方式として採用する可能性も検討すべきではないか。(KDDI株式会社(第3回))
- ベンチマーク方式を基本的には検討のベースとすべきだが、収支相殺方式がしっかりと透明性があって説明可能であるならば、収支相殺方式の採用も否定はしない。(KDDI株式会社(第3回))
- 交付金の規模が大きくなってしまった場合は、ベンチマーク方式の採用も含めて、収支相殺方式の見直しを検討することが必要。(KDDI株式会社(第3回))
- 非効率性の排除のために、標準モデル方式を活用することを基本とし、算定方式については、不当な運用の排除の観点から、地域を問わず、ベンチマーク方式を採用することも考えられる。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- ベンチマーク方式を用いる場合も含めて、その料金の適正性をどのように考えるべきかというのが課題と認識しており、この点について検討を進めることが必要ではないか。(ソフトバンク株式会社(第3回))

5. 交付金算定の在り方

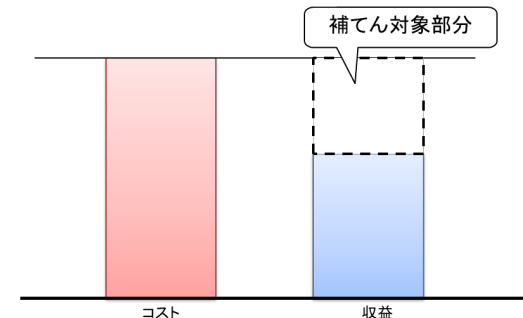
論点5-2-2 交付金算定の考え方について

- 交付金の算定方式については、①費用の一定部分を支援対象とするベンチマーク方式と、②費用と収益の差額を支援対象とする収入費用方式の2つの方式が考えられる。
- 本ワーキンググループにおいて、一般支援区域や特別支援区域を問わずベンチマーク方式を採用すべきという意見（KDDI、ソフトバンク）が示された。
- ベンチマーク方式は、地域ごとの料金格差を一定の幅以下にすることを目的に、高コスト地域の事業者はその費用の一部を補填するために米国で導入されたものである。ブロードバンドサービスでは、支援区域ごとに異なる事業者が第二種適格電気通信事業者指定されることを前提にすると、地域ごとの料金格差を一定の幅以下の状態を確保するため、原則として、ベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討していくことが適当ではないか。
- 他方、特別支援区域については、未整備エリアの解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があることから、例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に当該特別支援区域における二号基礎的役務の提供に要する費用から当該役務提供に係る収入を控除した赤字額を対象に、モデルにより算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当ではないか。
- なお、交付金の算定方式の詳細については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることとしてはどうか。

交付金額算定方式(ベンチマーク方式)のイメージ



交付金額算定方式(収入費用方式)のイメージ



5. 交付金算定の在り方

【WGでの主な意見】

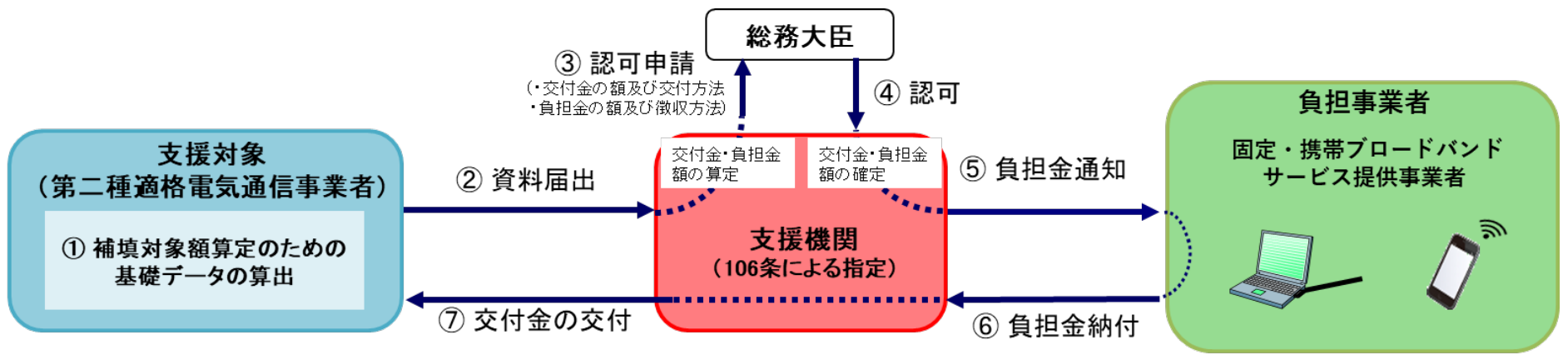
○ 事業者等からの主な意見

- 特別支援区域において交付金の額は、収支相殺方式によって、当該エリアで実際に要する費用をまかなうのに必要十分な額とすることが大前提と思料。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 参入を検討する事業者にとって交付金の額があらかじめ算定可能で、参入後の採算性が予見できることが必要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 長期増分費用方式は、現実的には成立し得ず、必要な支援が適切に行われぬおそれがあることから、算定モデルとして採用することは適当でない。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- ベンチマーク方式も必ずしも赤字が補填されるという保証がないため、特別支援地域においては取り得ないのではないか。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- ユニバーサルサービス制度の安定運用を図るためには、交付金規模の肥大化を抑制することと、国民経済全体の負担の最小化を図ることが必要不可欠。適正なコストに抑制をするために標準モデル方式での算定などにより、非効率性を排除して必要最小限の支援とすることが必要。併せて競争中立性の観点から、事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式であることが必要。(KDDI株式会社(第3回))
- 支援は実際の赤字額までとすることが適切ではないか。(KDDI株式会社(第3回))
- 全国レベルでのサービスの提供の収支の全体像との関係性を、より透明化していただくということが大事ではないか。(KDDI株式会社(第3回))
- 国民的資産を踏まえて、都市部だけではなく条件不利地域といったところでいつもサービスの提供を行うNTTは、より透明性を求められるのではないか。(KDDI株式会社(第3回))
- 交付金・負担金の算定方式については、あまり複雑にならないことが望ましい。特に算定方式の基本的な部分については、電話のユニバの算定方式と共通するような形で、あるいは大きな差異がないような形でつくることが望ましいのではないか。(一般社団法人電気通信事業者協会(第3回))
- 今回のブロードバンドユニバの交付金・負担金の算定の制度が稼働するまでに十分に検討し、検討を固めて、制度の稼働の後には大きな変更がないようにしていただくことが望ましい。(一般社団法人電気通信事業者協会(第3回))

6. 負担金算定の在り方

論点6-1-1 負担事業者の範囲について

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、二号基礎的役務の提供が確保され、ブロードバンドサービスの提供に係るネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める受益者負担制度である。そのため、有線・無線を問わずブロードバンドサービスを提供する一定の事業者を負担対象としている（改正電気通信事業法第110条の5第1項）。
- 具体的に、ブロードバンドサービスに係る第二種負担金を負担する事業者は、小規模事業者から徴収することの競争促進への影響や支援機関の徴収コスト等を考慮し、ブロードバンドサービスを提供する事業者のうち、その前年度の電気通信事業収益の規模が政令で定める基準を超えるものとされている（改正電気通信事業法第110条の5第1項）。
- この点、電話に関するユニバーサルサービス制度でも同様の規定が存在し（改正電気通信事業法第110条第1項）、同制度においては、電気通信事業収益が10億円を超える事業者が第一種負担金を負担している（電気通信事業法施行令第5条第1項）。
- 第二種負担金の負担事業者の範囲は、負担の公平性の観点から、より多くの事業者が負担を行うことを基本としつつ、競争促進や支援機関の徴収コスト等を考慮することが必要となるところ、第二種負担金の負担事業者と第一種負担金の負担事業者が一定程度共通し、支援機関も共通することを考慮すれば、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、第二種負担金の負担事業者の範囲は、第一種負担金と同様に前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者としてはどうか。



6. 負担金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 中小規模の事業者に過度の負担がかからないよう、ブロードバンド事業の収益が一定規模以上となる事業者に交付金の負担を求めるなどの配慮を要望。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 負担事業者の範囲や負担金の額の割合の上限は、電話のユニバーサルサービスの要件として示されている「負担事業者は前年度の電気通信事業収益が10億円超であること」、「負担金額の上限は、負担事業者の事業収益の3%」が目安。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 制度が複雑化しないよう、電話の制度と同様の基準として10億円未満、3%以下の基準が適当。(KDDI株式会社(第3回))

(参考) 収益の額別の事業者数

区分	収益の額	収益の全体に占める割合(累積)	事業者数	事業開始後5年未満の事業者の割合
10億円超	13兆 7,865億円	99.62%	104者	0% (104者中0者)
全事業者	13兆 8,390億円	-	280者	1.4% (280者中4者)

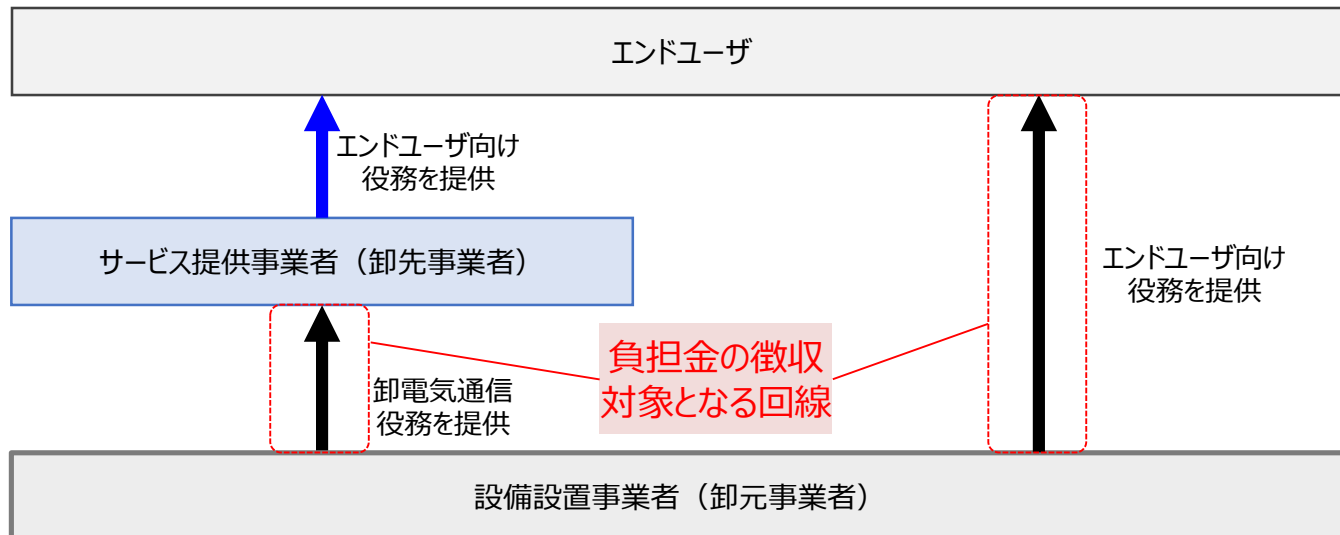
注 本頁における数値は令和3年度末時点。事業者の収益データは認定電気通信事業者の会計報告(電気通信事業報告規則様式25)を基本とし、当該報告の対象外となっている基礎的電気通信役務等を提供する事業者(電気通信事業会計規則第2条)の主要な収益データを加えている。

6. 負担金算定の在り方

論点6-1-2 卸元事業者の負担の範囲について

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、二号基礎的役務の提供が確保され、ブロードバンドサービスの提供に係るネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める受益者負担制度である（改正電気通信事業法第110条の5第1項）。
- 現在のブロードバンド市場の状況を踏まえると、卸電気通信役務の提供を受けた卸先事業者がブロードバンドサービスを提供するケースが増加しており、全ての事業者から個別に第二種負担金を徴収した場合、支援機関の事務負担が極めて大きくなることが想定される。
- また、電話に関するユニバーサルサービス制度でも、支援機関は卸元事業者から負担金を徴収している。
- そのため、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、支援機関は、一義的には卸電気通信役務を提供する卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当ではないか。

(参考) ブロードバンドサービス市場における卸電気通信役務の提供イメージ



【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 卸元事業者が負担することが、支援機関を含めた制度運用全体にとって簡便かつ効率的。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 負担対象となる事業者として、卸先を含めるか、卸元にまとめて負担を求めるかは、その他の制約条件も踏まえて検討することが必要。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- 自前・卸先・卸元の違いにより、交付金負担の在り方が異なると理解。基本的には自前・卸元が負担事業者になると思うが、負担金算定や支援機関への支払いなどにおいて、回線の所有者の違いにより非効率な作業が発生し、事業者の負担増とならないよう要望。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))

6. 負担金算定の在り方

論点6-2 負担金の額の割合の上限について

- 第二種負担金の額は、負担する事業者の収益に対する割合について、政令で定める一定の割合を超えてはならないとされている（改正電気通信事業法第110条の5第1項）。
- 電話に関するユニバーサルサービス制度においても同様の規定が存在し（改正電気通信事業法第110条第1項）、同制度における政令で定める基準は3%以下となっている（電気通信事業法施行令第5条第2項）。
- 第二種負担金の割合の上限の基準は、第二種負担金が負担事業者の経営を過度に圧迫しないようにする（可能な限り負担金の負担により赤字に転落するような割合の設定は回避する）必要がある一方で、第二種交付金の交付に必要となる金額を確実に回収し、回収漏れが生じないような割合として設定することが必要である。
- ブロードバンドサービスに係る第二種負担金の負担事業者と、電話に係る第一種負担金の負担事業者が一定程度共通し、支援機関も共通することを考慮すれば、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、第二種負担金の負担事業者の収益の額に対する第二種負担金の額の割合の上限は、第一種交付金制度の仕組みが安定的に運用されている現状を踏まえ、第一種負担金と同様に3%以下としてはどうか。

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 負担事業者の範囲や負担金の額の割合の上限は、電話のユニバーサルサービスの要件として示されている「負担事業者は前年度の電気通信事業収益が10億円超であること」、「負担金額の上限は、負担事業者の事業収益の3%」が目安。（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（第3回））【再掲】
- 制度が複雑化しないよう、電話の制度と同様の基準として10億円未満、3%以下の基準が適当。（KDDI株式会社（第3回））【再掲】

(参考) 各産業区分における利益率の推移

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
全産業 (※1)	営業利益率	4.4%	3.7%	3.1%
	経常利益率	5.5%	4.8%	4.6%
情報通信業 (※2)	営業利益率	9.3%	9.0%	9.7%
	経常利益率	10.2%	10.0%	10.9%
電気通信業 (※2)	営業利益率	15.3%	14.3%	14.7%
	経常利益率	15.8%	15.0%	15.2%
有線放送業 (※2)	営業利益率	11.0%	10.5%	12.1%
	経常利益率	11.3%	10.4%	12.0%

注 : 営業利益率及び経常利益率は、売上高に占める営業利益及び経常利益の割合をそれぞれ算出したもの

※1 : 財務総合政策研究所「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」による

※2 : 総務省及び経済産業省「情報通信業基本調査」による

6. 負担金算定の在り方

論点6-3-1 負担金の算定単位について

- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、二号基礎的役務の提供が確保され、ブロードバンドサービスの提供に係るネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める受益者負担制度である。そのため、有線・無線を問わずブロードバンドサービスを提供する一定の事業者を負担対象としている（改正電気通信事業法第110条の5第1項）。
- 電話に関するユニバーサルサービス制度においては、各負担対象者の受益の程度は、基本的には、利用者の数に比例するとの考えに基づき、電話番号数を負担金算定の単位とし、1番号当たりの番号単価により各負担事業者の負担金額を算定している（電気通信事業法第110条第1項及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則）。
- ブロードバンドサービスの契約形態は様々であり、集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては、1契約で複数回線を提供するケースもあるため、第二種負担金算定の単位として「回線数」を用い、1回線当たりの回線単価により各負担事業者の負担金額を算定することとしてはどうか。

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 現行の電話のユニバーサルサービス制度と同様に、ブロードバンドのユニバーサルサービス化による受益の観点で定めることが適当。（ソフトバンク株式会社（第3回））
- 基本的には受益者負担が原則。有線無線を問わず、ブロードバンドアクセス提供事業者全体を対象とすべき。（KDDI株式会社（第3回））
- 受益者負担の観点から、基本的には卸先事業者の回線数に基づくべき。（ソフトバンク株式会社（第3回））

6. 負担金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

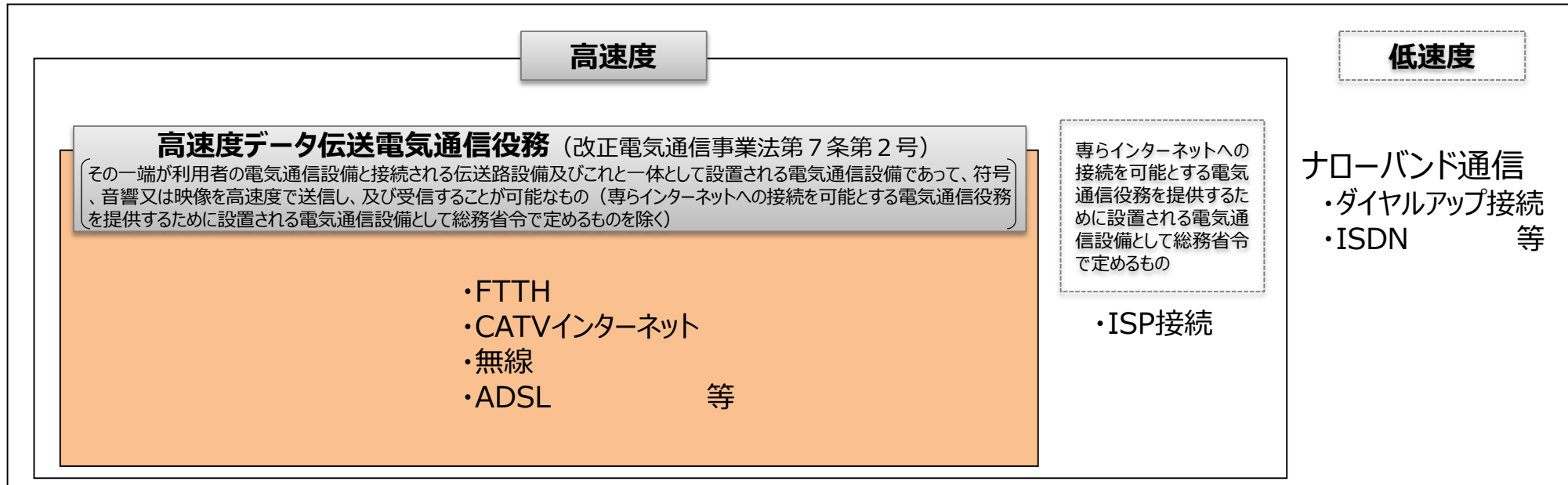
- 電話の考え方と同様に、利用者数に基づき、1契約当たりの契約単価により負担金を算定することは適当と思料。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- 法人向けサービスなどにおいて、回線数とエンドユーザーの数が一致しないことも想定されるが、実際の利用者数の把握は困難であることに鑑みると、各事業者が把握している回線数を原則とすることが適当。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 負担金は、ブロードバンドサービスに関する契約回線数を算定の単位とすることが適当。(KDDI株式会社(第3回))
- マンションにおける契約など幾つか細かい事例があるものの、回線が把握できるならば、契約回線数をベースにするのが透明性があると思料。(KDDI株式会社(第3回))
- 集合住宅のバルク契約においては、1契約に複数のエンドユーザーがいるため、事業者側でエンドユーザー数を把握しておらず、契約数とエンドユーザー数が一致しない場合がある。この場合、契約数でカウントする等の統一的な基準が必要。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 法人契約においては、1契約に複数の回線が含まれる場合がある。この際には回線数でカウントするなどの統一的な基準が必要。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))

6. 負担金算定の在り方

論点6-3-2 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて

- 専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、他のネットワークの利用者は受益しないことに鑑みると、受益者負担の観点から、第二種負担金の算定単位に含めることは適切か。
- また、IoT (Internet of Things) は様々な用途で用いられており、IoT端末との通信に用いるサービスは、特定の通信先に向けた通信に限定されているケースや、データ量が小さいケースなども想定されるが、受益者負担の観点から、これらのサービスを第二種負担金の算定単位に含めることについてどのように考えるか。
- IoT端末との通信に用いるサービスを負担対象に含める場合、IoT端末との通信に用いるサービスに係る回線数のカウント方法を修正すること (IoT端末との通信に用いる複数の回線をまとめて1回線と扱う等) も考えられるが、この点についてどのように考えるか。

(参考) 第二種負担金の負担事業者である高速度データ伝送役務提供事業者の範囲について



6. 負担金算定の在り方

【WGでの主な意見】

○ 構成員からの主な意見

- IoT契約は金額が安くデータ量も少ないという点から、負担対象から除外するのが適切だが、IoTの用途や容量の多様化が予想される中で、IoT契約をどう定義するか検討すべき。(藤井構成員(第3回))

○ 事業者等からの主な意見

- IoTについては、本制度により整備されるブロードバンド環境の活用の在り方と併せて検討すべき。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- 実際にIoTサービスを提供する事業者へヒアリングを行って、検討を深めることが重要。(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(第3回))
- IoTサービスはM2Mの通信が中心であり、モジュールでつながるような機械同士の通信の場合は、支援区域の固定ブロードバンドサービスが維持されることで、直接の受益はなく、負担の対象外とすべき。(KDDI株式会社(第3回))
- 条件不利地域におけるブロードバンドサービスの確保による受益がないことから、IoTサービスは負担の対象外とすべき。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- IoTについては、接続先や容量ではなく、物と物との通信を行う通信モジュール契約によって特定できるのではないか。(KDDI株式会社(第3回))
- IoTについて、接続先が特定されており、特定の用途に供するものは対象外とすることが適切。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- IoT用途等を想定したサービスについては、本制度が目指すテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等とは性質が異なるサービスであるため、基金の負担対象とすべきでない。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 仮にIoTサービスを負担対象とする場合であっても、通常の端末と同一の扱いとはせず、ゲートウェイ単位とするなど、異なった扱いとする必要がある。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- いわゆるLPWAは無線ブロードバンドの範疇ではなく、負担対象とならないと思料。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))

論点7-1 利用者等への周知の在り方について

- 電話に関するユニバーサルサービス制度においては、制度の運用開始前に、影響を受ける利用者等に対して制度の周知を行っているほか、制度の運用開始後においても、各年度の交付金・負担金の金額について、総務省や支援機関等のホームページ等において情報提供を行っている。
- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、電話に関するユニバーサルサービス制度と同様に、制度の運用開始に伴い利用者への影響が発生することが想定され、利用者等への適切かつ十分な周知が必要となる。
- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の運用開始に向け、利用者等に対して、どのような方法でどのような内容について周知を行うことが必要と考えられるか。また、周知を行う際に留意すべき点はあるか。

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 新たにブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけることについては、電気通信事業者、関係団体、国、地方公共団体、それぞれの立場から周知広報を行うことが必要であり、各事業者が単位当たりの負担額を明示することで、見える化し、適切な制度運営が行われていることを積極的に示すべき。（KDDI株式会社（第3回））
- 国や関係者においては、ブロードバンドのユニバーサルサービス化がデジタル化推進の一環であり、利用者利便を高める施策であるというポジティブな広報をすべき。（ソフトバンク株式会社（第3回））
- 事業者ごとに明示方法が異なるということがないように、支援機関が情報開示に関するガイドラインを作成することが必要。（KDDI株式会社（第3回））
- 固定ブロードバンドは多様な事業者が提供しているため、ガイドラインなどで利用者への情報開示の具体的な方法を明示して統一することが必要。（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（第3回））

【WGでの主な意見】

○ 事業者等からの主な意見

- 負担金の対象事業者となる収益の閾値次第で、対象外となる事業者も多く発生すると考えられ、この点の周知は、電話のユニバーサルサービス以上に必要。(ソフトバンク株式会社(第3回))
- 国、地方自治体、電気通信事業者、関係団体など、それぞれの立場から周知広報を行う必要があり、交付金制度の施行以降においては、制度の仕組みや交付金・負担金の算定方法のみならず、適格電気通信事業者の事業者への補填額や負担金額などの運用抛出状況を、総務省あるいは支援機関のホームページなどで示す必要がある。(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(第3回))
- 利用者及び事業者に対する周知、どちらについても、支援機関として、総務省、関係事業者と共に取り組んでいく所存だが、関係者における役割分担、又は相互の連携の確保については、整理が必要。(一般社団法人電気通信事業者協会(第3回))